

身分証明書のご提示をお願いします

2025年10月1日より古物営業法施行規則の一部改正に伴い、以下の金属製物品について、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となりました。

下記を代表とする金属製物品をお持ち込みのお客様は
ご申告の上、事前に身分証明書のご提示をお願いします。

※下記品目は一例です。下記以外でも身分証明のご提示をお願いする場合がございます。

電線



グレーチング
(金属製のものに限る。)



エアコンディショナーの室外ユニット
及び電気温水機器のヒートポンプ

